

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年7月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300130 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300016 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における標準賞与額を、平成 26 年 \* 月 \* 日は 24 万 7,000 円、平成 27 年 \* 月 \* 日は 10 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 \* 月 \* 日及び平成 27 年 \* 月 \* 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 \* 月 \* 日  
② 平成 27 年 \* 月 \* 日

A 事業所に勤務していた期間のうち、産前産後休業期間中の請求期間①及び育児休業期間中の請求期間②にそれぞれ支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。

調査の上、請求期間①及び②に係る賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書 (写) 及び A 事業所の事業主から提出された賞与支給・控除一覧表 (写) により、請求者は、平成 26 年 \* 月 \* 日及び平成 27 年 \* 月 \* 日に同事業所から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中 (平成 26 年 \* 月 \* 日から平成 27 年 \* 月 \* 日まで) 及び同法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中 (平成 27 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、産前産後休業又は育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が厚生労働大臣に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業又は育児休業等を開始した日の属する月からその産前産後休業又は育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間①及び②に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となる

ものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書（写）及び賞与支給・控除一覧表（写）において確認できる賞与額から、請求期間①は24万7,000円、請求期間②は10万円として保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2300131号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2300017号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成30年\*月\*日の標準賞与額を14万2,000円に訂正することが必要である。

平成30年\*月\*日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和62年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年\*月\*日

A事業所に勤務していた期間のうち、産前産後休業期間中に支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

調査の上、請求期間に係る賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書(写)及びA事業所の事業主から提出された賞与支給・控除一覧表(写)により、請求者は、平成30年\*月\*日に同事業所から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成30年\*月\*日から同年\*月\*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が厚生労働大臣に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書(写)及び賞与支給・控除一覧表(写)において確認できる賞与額から、14万2,000円として保険給

付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。